

令和7年（2025年）6月13日
健康福祉部 障がい者支援課 共生社会推進係
藤木、大井、小岩
電 話：026-235-7105（直通）
026-232-0111（代表）内線2405
F A X：026-234-2369
E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

障がい者共生社会づくりの取組実績について

「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」（令和4年4月1日（一部は令和4年10月1日）施行）に基づき全庁を挙げて障がい者共生社会づくりを率先垂範するため、令和4～8年度に達成すべき全組織共通目標を設定し、毎年度実績をまとめている。

目標名	条例で定めた県の基本施策の分類	取組内容	成果指標	目標 (R4～8)	実績		
					R4	R5	R6
共通A	意思疎通支援（情報保障等社会的障壁の除去含む）	【広報、会議等における環境整備】 ・県が発信する情報にアクセスしやすい配慮を行う。 ・参加申込書に必要な配慮を記入する欄を設け、申ししやすい環境整備を行う。 ・開催方法、会場設営、車いすの動線確保などすべての人に寄り添った配慮を検討する。	・県公式ホームページウェブアクセシビリティガイドラインの遵守 ・参加申込書に合理的配慮を申し出る欄を設けた割合	100%	概ねできた (80%以上) 申し出に基づく合理的配慮の提供は100%	概ねできた (80%以上) 申し出に基づく合理的配慮の提供は100%	<u>概ねできた (80%以上)</u> 申し出に基づく合理的配慮の提供は100%
共通B	人材育成	【職員研修】 ・全職員が「障がい者共生社会づくり研修（e-learning）」を受講し、障がいへの理解を促進する。	受講率 (R5以降は新規採用職員の受講率)	100%	100%	100%	<u>100%</u>
共通C	障がい者の就業機会の確保	【障がい者の雇用促進】 ・障がい者の職員採用、会計年度任用職員（障がい者枠）採用、障がい者チャレンジ雇用の拡大	障がい者雇用率	法定雇用率以上	法定雇用率以上 ○知事部局：2.84% （法定雇用率：2.6%） ○教育委員会：2.51% （法定雇用率：2.5%）	法定雇用率以上 ○知事部局：3.15% （法定雇用率：2.6%） ○教育委員会：2.56% （法定雇用率：2.5%）	<u>知事部局→達成</u> <u>教育委員会→未達成</u> ○知事部局：3.12% （法定雇用率：2.8%） ○教育委員会：2.45% （法定雇用率：2.7%）
共通D	障がい者の就業機会の確保	【障がい者就労施設等からの優先調達】 ・前例にとらわれることなく、発注先として障がい者就労施設等を必ず検討する。 ・発注にあたり適正な価格、余裕のある納期を設定する。	優先調達金額	前年度実績以上	前年度実績以上 59,147千円 （前年度50,439千円）	前年度実績以上 59,512千円 （前年度59,147千円）	<u>未達成</u> 55,369千円 （前年度59,512千円）

I 広報、会議等における環境整備

これまで

- ・ 不特定多数の参加者が見込まれるイベント等では必要な配慮を申しやすい案内を記載。
例) 障がい特性等により配慮が必要な場合は予めご連絡ください
⇒全庁の達成率は80%以上。

R7

- ・ 各部局の発信役がプレスリリースに添付される参加申込書等に障がい者が必要な配慮を申しやすい記載をチェック。
- ・ 日頃の庁舎管理及び会議等の案内・誘導時にはチェックリストに基づき環境を整備。

2 県職員を対象とした障がい理解のための研修

これまで

- ・ 令和4年から全職員を対象に「障がい者共生社会づくり研修(e-learning)」を実施。⇒ R4: 条例
R5～6: 合理的配慮と環境整備
- ・ 当事者による講義や、障がいの世界の疑似体験を含む集合研修を実施。
⇒3年間でのべ158名が参加。

R7

- ・ 条例等の理解促進のために新たに制作した動画を「障がい者共生社会づくり研修(e-learning)」で使用。
- ・ 新規採用職員研修(集合形式)において、県職員として合理的配慮や環境整備に取り組む必要性を講義。

3 障がい者の雇用促進

これまで

- ・ 全庁で障がい者の職員採用を拡大。
- ・ 「チャレンジ雇用」としても障がいのある人の雇用を推進。
⇒ R 4～5は法定雇用率を達成
R 6は知事部局は達成、教育委員会は未達成

R 7

- ・ 教育委員会によるチャレンジ雇用職員の配置場所を県立高校・特別支援学校に加えて小中学校にも拡大。
- ・ 依頼に応じてチャレンジ雇用職員が所属を超えて共同で業務を担う取組の推進。

4 県機関における障がい者就労施設等からの優先調達

これまで

- ・ 県内の事業所が扱う物品・サービス内容を圏域別・品目別に整理して全庁で共有。
- ・ 優先調達簡易マニュアルを作成し、事務手順の流れを明確化。
⇒ R 6実績は前年度と比べて約6%減少（各種行政計画の印刷の大口契約の減）

R 7

- ・ 所属別の優先調達内容及び契約先をデータ整理し、取り入れやすい物品（トイレットペーパー、啓発用ポケットティッシュ等）やサービス（清掃、除草等）の情報を共有。
- ・ 優先調達に係る庁内連絡会議において効果的な取組を検討。

障がい者就労施設からの優先調達に御協力をお願いします

その仕事、障がい者就労施設に発注できませんか？

1 障がい者就労施設からの優先調達とは

「障害者優先調達推進法」（平成 25 年施行）

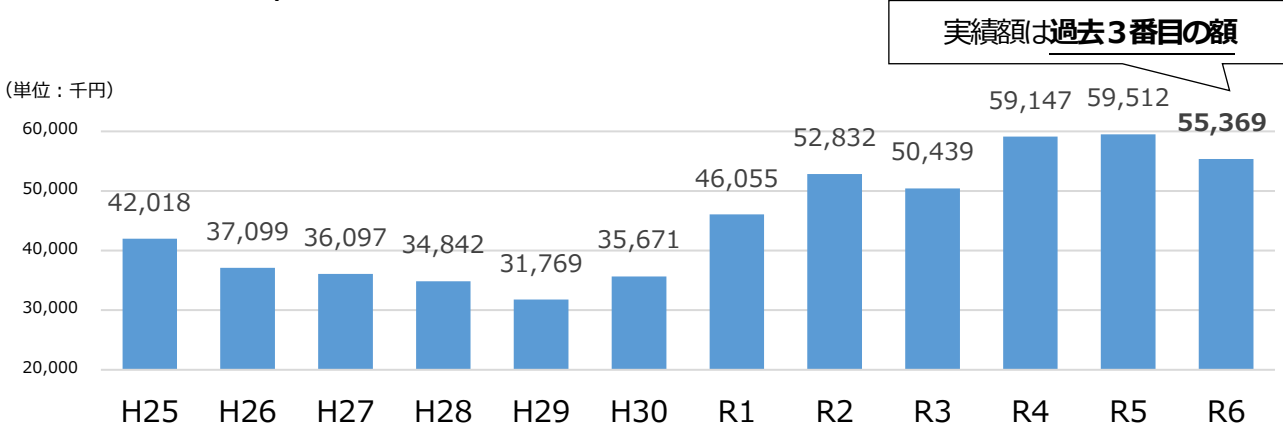
＜目的＞ 障がい者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するとともに、就労する障がい者の経済面の自立を進める

＜内容＞ 国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入する

2 長野県の実績及び調達実績

県では、障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、調達推進方針を定めて、障がい者就労施設等からの調達拡大に取り組んでいます。

令和6年度の調達方針は昨年度実績（令和5年度：約 59,512 千円）以上としていたところ、調達実績は県全体で約 **55,369 千円**となり、前年度に比べ約 7%減少する結果となりました。



＜主な調達内容＞

サービス（役務）	物品等
①印刷（チラシ、封筒、横断幕、賞状等）	①小物（ポケットティッシュ、ステッカー等）
②清掃（県庁・合庁内清掃、環境整備（草取り等））	②トイレトペーパー
③クリーニング	③フラットファイル
④テープ起こし	④年末年始の弁当（私費）

＜実績減少要因＞

各種行政計画の印刷の大口契約の減（約 418 万円）

3 調達額増加に向けた各部局への依頼事項

- ・ 物品の購入及び役務（サービス）を調達する際は、共有サーバに保存されている事業者情報や過去の実績一覧を確認の上、まずは障がい者就労施設への発注を検討してください。発注の際は、優先調達簡易マニュアルを参照してください。
- ・ 特に、トイレトペーパーや啓発用ポケットティッシュ、庁舎の清掃や除草等の環境整備については、積極的な発注をお願いします。

(参考) 令和 6 年度 取組事例

【事務用品】

- ・エコフラットファイルの購入

健康福祉部・産業労働部・地域振興局など 合計：約 5 万円（単価 60 円/冊）

【その他の物品】

- ・ベスト、ジャケットの製作

環境部（パトロール用ベスト）

健康福祉部（ヘルプマークディレクター用のジャケット）

合計：約 14 万円



【清掃・施設管理】

- ・玄関緑化のための花き設置

長野地域振興局 約 2 万円

【その他のサービス（役務）】

- ・機密文書の運搬

松本養護学校・松本地域振興局 合計：約 15 万円

※梱包された文書を書庫から運搬トラックまで運ぶ。1 回につき約 12 名を動員。

- ・庁舎内展示用障がい者アートのレンタル

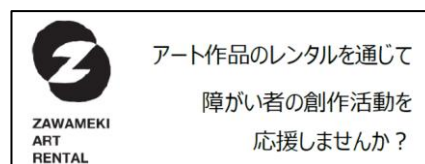
健康福祉部 約 3 万円

- ・クリーニング

警察本部 約 53 万円

- ・議事録テープ起こし

建設部 約 85 万円



- 毎月 2 回（第 2、第 4 火曜日）、県庁 1 階玄関ホールで障がい者就労施設の合同販売会を開催しています。
マイバッグをご持参の上、障がい者就労施設の皆さんが作った商品をお買い求めください。

